

Title	複数議決権株式
Sub Title	Mehrstimmrechtsaktien
Author	加藤, 修(Katō, Osamu)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1993
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.66, No.1 (1993. 1) ,p.79- 92
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	米津昭子教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19930128-0079

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

複数議決権株式

加藤修

第一節 はじめに

第二節 ドイツ株式法における複数議決権株式

(1) 制度の沿革

(2) 制度の現状

(3) 複数議決権株式発行とその廃止

第三節 複数議決権株式制度の検討

第四節 まとめ

第一節 はじめに

一株について複数の議決権を与える「複数議決権株式」は、外国の立法例はあるものの、我が国では認められていない。⁽¹⁾ 米津昭子教授は、この点につき、以下のように明解に論述されている。すなわち、「株主は原則として一株につき一個の議決権を有する（二四一条一項）。株式会社では一株一議決権主義が厳格に貫かれ、定款は株主総会の決議

をもつてしてもこれに反する定めをなすことができない。したがって、ある株主につき、所有株数に応ずる議決権を与えなかったり、制限したり、あるいは一株につき二個以上の議決権を与えることはできない。」とされている。

従って、現行法の解釈論として、「複数議決権株式」について議論することには意味がない。しかし、外国での立法例を参考として、国民経済の中で、株式会社という法制度が、現実との折り合いの中で、種々の工夫をどのよう追求していくかを議決権の分野で論究し、将来における立法論的な寄与を企図するためには、この「複数議決権株式」が研究対象として尽きない興味を提供するものと考えられる。そこで、本稿においては、ドイツにおける議論を参照しつつ、検討を試みようと思う。ドイツでは、定款による議決権の制限や複数議決権を認めているが、このことは、株式会社において、一株一議決権の原則が、必ずしも絶対的なものではなく、政策上の必要によって認められ、また、政策上の必要によってその例外も認められることを示している⁽³⁾のである。

政策上の必要性に従って、種々の立法がなされるのであるから、おりにふれ、株主の「議決権の数」の自由化が提案され⁽⁴⁾、あるいは、大株主の議決権制限に関する具体例が紹介・検討されて、現実に則したより妥当な規制へのヒントが求められているのである。また、株式というものは、流通するものとして制度設定されているため、証券取引所や証券取引委員会との関係で一株一議決権原則となったアメリカにおける事例が研究されている。我が国においては、株主の議決権の数に関して、現行商法二四二条が、議決権のない株式を認め、昭和二五年改正前の商法二四一条一項が、「各株主ハ一株ニ付キ一個ノ議決権ヲ有ス但シ定款ヲ以テ十一株以上ヲ有スル株主ノ議決権ヲ制限シ又ハ株式ノ譲受ヲ株主名簿ニ記載シタル後六月ヲ超エザル株主ニ議決権ナキモノトスルコトヲ得」と規定していたことはあるが、冒頭において述べたように「複数議決権株式」を認めたことはなかった。為替下落やインフレーションのために、外国通貨よりする株価や企業価値評価の低下が生じ、その結果としての外国資本などによる会社支配権奪取の危険を避けるために、「複数議決権株式」が、第一次世界大戦後、ドイツやフランスで大いに利用された⁽⁷⁾。我が国

においては、同じように、為替下落やインフレーションを経験したものの、それを契機として、外国資本などによる会社支配権奪取の危険⁽⁸⁾が具体的に顕著に増大したこともなかった。ドイツやフランスのようにならなかったものと思われる。「複数議決権株式」は、ドイツやフランスにおける場合には、経済状態の悪化に伴う対症療法⁽⁹⁾の側面を有している。そのような必要性のなかった我が国においては、「複数議決権株式」の立法例が行なった利益状況の把握および利益衡量の根本を理解することが、今後のための妥当な指針提供に寄与するものと考えられる。

ドイツにおける「複数議決権株式」に関して、すでに、詳細な研究がいくつか発表されているが、比較的最近においては、私の知る限り、あまり議論されているとも思われないので、最近のドイツの文献なども斟酌しつつ、ささやかながらも、重複を避けつつ論述してみたいと考える次第である。

- (1) 鈴木竹雄・新版会社法九七頁および一六二頁（全訂第三版・一九九一年）は、複数議決権株式を「議決権株」と表示されており、高島正夫・新版会社法一三九頁（一九九一年）は、それを「多数議決権株」とされているが、いずれも同じ内容である。
- (2) 米津昭子・株式会社法入門一一九頁（一九七七年）。
- (3) 河本一郎・新版注釈会社法二卷二二頁、一三頁（前注一八）（一九八五年）。
- (4) 小山賢一「株主の『議決権の数』の自由化」私法四八号一七七頁、一七八頁（一九八六年）。
- (5) 正亀慶介「西独における大株主の議決権の制限」商事法務八九七号一五頁以下（一九八一年）。
- (6) 松原正至「一株一議決権原則とSECの規則制定権限」商事法務二二八六号四三頁以下（一九九二年）。
- (7) 鳥山恭一「フランス株式会社法における資本多数決原則の形成と展開——一株一議決権原則の再検討——」早稲田法学五九卷一・二・三号一三六頁（一九八四年）。
- (8) 西尾幸夫「西ドイツ株式法とÜberfremdung」彦根論叢一九四号七九頁以下（一九七九年）は、明確に、外国資本の侵入との関連で、「複数議決権株式」を論述されている。
- (9) 嘉野敏夫「議決権株に就て」(一)——ドイツ法を中心として——法学新報五五卷九号一頁以下、同五五卷一〇号三六頁以下、同五五卷一一号四七頁以下（一九四八年）。菱田政宏「複数議決権株」(一)——(三)——法学論集一八卷六号三七頁以下（一九六

九年）、同一九卷一・二・三合併号六一頁以下、同一九卷四・五・六合併号八六頁以下（一九七〇年）。なお、フランスにおける「複数議決権株式」について、嘉野敏夫「フランスにおける議決権株について」法学新報五六巻二号一頁以下（一九四九年）がある。

第二節 ドイツ株式法における複数議決権株式

(1) 制度の沿革

一九三七年ドイツ株式法施行前のドイツ商法典の株式会社に關する規定は、複数議決権株式を禁止していなかった。ドイツ商法典二五二条一項四文は、「數種の株式が発行される場合、定款は、一つの種類の株式に他の種類の株式よりも多い議決権を与えることができる。」と規定していた。第一次世界大戦前にはほとんど利用されなかった複数議決権株式は、第一次世界大戦後のドイツ大インフレ時代には、内外資本による乗っ取り防止を理由として、大いに利用された。⁽¹⁾ このような経緯を受けて、一九三七年ドイツ株式法一二条二項は、「複数議決権ハ之ヲ認メザルモノトス。会社ノ福祉又ハ全体經濟上ノ重要ナル事態ノ為必要ナルトキハ、經濟大臣ハ司法大臣及其ノ他ノ關係大臣ト協議シ之ガ例外ヲ認ムルコトヲ得。」と規定した。⁽²⁾ 従って、複数議決権株式は、原則的には禁止されたのである。この規定導入前には、株主總會決議に基づく複数議決権株式発行は、「良俗」に反しない限り適法であると解されていたことと比較すると厳しい規制となった。しかし、例外を認めていた。

一九六五年ドイツ株式法の立法準備段階における政府草案においては、複数議決権株式は例外なく全面的に禁止する旨が提案された。その政府草案理由書によれば、①複数議決権株式は、各人がその資本参加に基づいて要求し得るだけの権利しか持つべきでないとの原則に反し、②内外資本による乗っ取りの危険は、記名株式の利用や記名株式に

譲渡制限を付すること、あるいは、株式取得に際しての通知義務という結合企業に関する規制で対処できるし、③同族会社はその資本を守るためには、譲渡制限された記名株式、議決権なき優先株式、議決権の制限などで対応でき、④公共団体が私法上の会社に参加する場合に、この公共団体が、複数議決権株式を通じて優先権を要求することはできないと理由づけられた。⁽⁴⁾しかし、西独連邦議会は、複数議決権株式を禁止することに原則的には同意したけれども、例外的認許のあり得る旨を規定する必要があると考へ政府草案に反対した。すなわち、西独連邦議会は、公の利益に基づく当該会社の支配確保の手段として複数議決権株式を利用することが認められるべきであるが、公の利益があるか否かの決定は、個々の当該会社に任せられたままにしておくべきでなく、官庁の判断による必要があるとの見解に達した。⁽⁵⁾右のような議論を経て、一九六五年ドイツ株式法一二条二項は、その第一文において「複数議決権は認許されない。」と規定し、続けて、連邦議会により挿入された第二文において「会社がその本拠を有する邦の経済につき管轄権ある最高官庁は、優越的な全体経済上の利益の保持のために、それが必要である限り、例外を認許することができる。」と規定した。⁽⁶⁾

一九六五年株式法は、結果的には、一九三七年株式法の規制を受け継いだことになっているが、複数議決権株式の例外的認許は、一九三七年株式法の場合よりも要件が厳格化された。⁽⁷⁾そのことは、各条文の文言を比較すれば、ただちに明確となる。一九三七年株式法では、「全体経済上」の必要のほかに個々の「会社の福祉」もその認許事由となっていたが、一九六五年株式法では、その個別会社的な認許事由が欠落しており、「全体経済上」の必要のみが挙げられているからである。

(2) 制度の現状

一九八九年一月三〇日現在、西ベルリンを含む旧西独において、二四九二社の株式会社（そのうち二五社が株式合

資会社が存在するが、複数議決権株式発行のための例外的認許を得た株式会社は、一九六五年株式法の施行以後は一九例にとどまっております、その内訳は、バイエルン州で七社、ノルトライン・ベストファーレン州で三社、西ベルリンで九社とのことである。⁽⁸⁾ 例外的認許を受けた事例は、多くの場合、エネルギー関連企業にかかわるものであり、そのような企業には、地方公共団体やその他の公的団体が参加して、公のためにエネルギー関連の利害を確保し、また、そのような企業の資本増加に際して、財政上の理由によって地方公共団体その他の公的団体が増資に応じられない場合に、複数議決権株式を利用して議決権割合比率の低下を防止しているのであるが、その複数議決権株式は、通例、譲渡制限付きの記名株式であり、それによって、エネルギー経済上の公の利害保持を考えない者の手に複数議決権株式が移転することを阻止している。⁽⁹⁾

複数議決権株式を廃絶しようとの動きは、一九六五年ドイツ株式法についての政府草案においてその頂点に達し、その後、この複数議決権株式の問題については、学説上もはや議論されなくなった。⁽¹⁰⁾ 内外資本による会社支配権奪取に対する防御には、複数議決権株式よりも定款による議決権の制限導入で近年対応が試みられている。⁽¹¹⁾ また、協合組合法改正についての政府草案では、政府自身によって複数議決権の導入が提案されているので、この点に関しては、たとえ協同組合の法律関係が、株式会社のと同視するわけにはゆかないにしろ、その後の政府の考えは、一九六五年株式法改正当時の政府ほどには、複数議決権株式に対して否定的ではないように思われる。⁽¹²⁾ そして、協合組合へのこの複数議決権導入は一九七三年の改正で実現している。⁽¹³⁾ 右のような傾向が認められる一方で、ヨーロッパ共同体委員会の手になる一九七五年の「ヨーロッパ会社法案」は、その第四九条三項において、「複数の議決権を有する株式のように、議決権を拡張し又は制限する株式を発行してはならない。」として、⁽¹⁴⁾ 複数議決権株式の全面的な禁止を提案している。このように種々の考え方はあるものの、ドイツにおける傾向としては、複数議決権株式についての評価は、もはや一九六〇年代におけるほど否定的ではない旨が確認されている。⁽¹⁵⁾

(3) 複数議決権株式発行とその廃止

複数議決権株式を発行するためには、①定款にその発行を許容する旨が規定されていること、および、②省レベルの官庁による例外的認許という形式の行政行為が必要であり、この二つの要件を充足すれば、複数議決権株式は、記名株式あるいは無記名株式として発行できるが、望ましからぬ者への複数議決権株式移転防止を考慮すると、すでに前述したように、譲渡制限付きの記名株式にすることが目的にかなう⁽¹⁶⁾。なお、ドイツでは、譲渡制限付き記名株式という手段で目的達成を目ざしているが、フランスの一九三三年の立法では、「二倍議決権」を付与された複数議決権株式につき、この「二倍議決権」は、二年間の記名登録により会社に対する愛着が証明される株主に付与される「人的」なものであり、従って、株式の譲渡により当然消滅するとの構成で対応しているとのことである⁽¹⁷⁾。以下において、複数議決権株式発行のための二つの要件、すなわち、①定款上の根拠、②省の例外的認許、さらに、③複数議決権株式廃止の三点について、最近の論稿であるブレンデル論文に基づいてその要旨紹介を試みたいと思う。

① 定款上の根拠⁽¹⁸⁾

複数議決権株式の発行によって新しい種類の株式が生み出されるので、その発行については定款に規定されなければならぬ。原始定款においてその旨を定めるためには、発起人全員の一致が必要である。原始定款においては、一九六五年ドイツ株式法一七九条の四分の三の資本多数決（定款変更型の決議）によって複数議決権株式を発行できる旨を定めることができる。原始定款にそのように定めておけば、複数議決権株式発行をめぐる後々のトラブル発生を防止できる。もし、定款に複数議決権株式発行につき定めがなければ、多数説によれば、定款変更によりその旨の規定を設けることができる。その定款変更決議により不利益を受ける全株主の同意が必要のようにも考えられるが、公共福祉上の優越する利害が、複数議決権株式導入を必要とするというのであれば、株主持分の社会性ということから、個々の株主の拒否権は許されないこととなる。優越的な全体経済上の利益の保持のため、定款は、複数議決権株式の

発行を定めることができるのだから、株主は、そのような利益保持の必要がない場合には、官庁による複数議決権株式についての例外的認許を争うことができるのみならず、その複数議決権株式の発行そのものの取消請求ができる。

② 省の例外的認許⁽¹⁹⁾

複数議決権株式に関する例外的認許権限は、株式会社がその本拠を有する州の経済大臣あるいは経済参事会にある。会社の本拠が二つの州にある場合には、多数説によれば、それぞれの州における例外的認許が必要とされる。複数議決権株式発行に関する例外的認許のために必要とされる全体経済上の利益は、ドイツ基本法一一五条一項二文にある「全体経済上の平衡」とも違う。ドイツ基本法上では予算法上の要請からそれが出ているからである。例外的認許のためには、一九三七年株式会社法の場合とは違って、「会社の福祉」では充分ではない。従って、複数議決権は、同族会社を内外資本による乗っ取りから守るために導入することは許されない。当該株式会社が属する業界の利益では、例外的認許の理由とはならない。市場支配力を有する株式会社が、誰かにより乗っ取られ、その結果、その市場分野における競争が制限されるとの心配もあるが、複数議決権株式をその心配除去のために利用すべきではない。例外的認許をする官庁が、独占禁止法上の取締官庁（カルテル庁）の役割をはたすべきではないのである。全体経済上の利益とは、すべての、あるいは、ほとんどすべての業界にかかわるものであり、例えば、エネルギー供給とか交通機関に関する利益なのである。全体経済上の利益は、ただ単に地域的な広がりによっても、また、事の実質の広さのみによっても決められない。むしろ、両者の相互作用の中にあるのである。複数議決権株式の例外的認許に際しては、複数議決権株式導入の利益と不利益を対置させその利益が優越したものでなければならぬ。その際において、これまでの株主総会において、反対株主グループがどれほど強く反対したかは斟酌されない。「優越的な全体経済上の利益の保持」とは、不明確な法律上の概念であり、その解釈適用が適正か否かは、行政裁判所で審判され得る。複数議決権株式に関する例外的認許の要件が充足された場合、官庁は、「それが必要である限り、例外を認許することができる」の

だから、実際に認許するか否かの裁量権を有するし、また、認許に条件（譲渡制限付き株式にする）、期間、負担（複數議決権株主の変更を官庁に告知する）、認許撤回可能性留保を付することもできる。認許書面は、商業登記に際して添付されるので、取引界は、認許条件と複數議決権の存続条件を知ることができる。

③ 複數議決権株式廃止⁽²⁰⁾

一九六五年ドイツ株式法一二条二項に基づいて導入された複數議決権株式は、同法一七九条の四分の三の資本多数決（定款変更型決議）によって廃止され得る。各種の株式間における権利変更が問題なので、まず、当該の複數議決権株主の特別の決議（四分の三の資本多数決）が必要とされる。廃止は、商業登記簿に登記される。一九六五年ドイツ株式法二二七条に基づき、複數議決権株式の消却も可能である。官庁による認許に、期間、条件、認許撤回可能性留保が付せられている場合には、この消却という方法が望ましい。一九六五年ドイツ株式法一二条二項に基づいて効力を生じた複數議決権株式は、たとえ例外的認許の基礎となった前提がなくなっても存続し続ける。従って、複數議決権株主の影響力行使のもとに、認許趣旨に反する会社目的を定めたり、あるいは、複數議決権によって守られるべき全体経済上の利益が、もはやその議決権行使に際して認められないような場合、複數議決権株式の存在に疑問が生ずる。そのような場合には、行政手続法に従って、例外的認許は、非遡及的なかたちで取消され得る。そして、登記裁判所は、非訴事件手続法に基づいて、会社に対して欠陥を持つに至った定款を是正するようにと要求しなければならない。さらに、もはや存在しない複數議決権を表章する株券は無効とされ、新しい株券と取り換えられなくてはならない。複數議決権株式に関する認許が取消された場合、当該の複數議決権株主は、認許の存続を期待しており、その期待が保護するのにふさわしいものであれば、通常の法的手続によって補償される。

(1) Baumbach/Hueck, Aktiengesetz 13. Aufl. (1968), Anm. 4 zu § 12.

(2) 大隅 二八木 二大森、独逸商法Ⅲ株式法・現代外国法典叢書(8)六三頁（一九五六年）。

- (c) Schlegelberger/Quassowski, Aktiengesetz 3. Aufl. (1939), Anm. 4 zu § 12.
- (4) 慶應義塾大学商法研究会訳・西独株式法一六頁(一九六九年)。
- (5) 慶應義塾大学商法研究会訳・前掲西独株式法一七頁。
- (6) 慶應義塾大学商法研究会訳・前掲西独株式法一六頁。
- (7) Zöllner, Kölner Kommentar zum Aktiengesetz 2. Aufl. (1986), Anm. 8 zu § 12.
- (oo) Brändel, Mehrstimmrechtsaktien—ein in Vergessenheit geratenes Instrument der Beherrschung und des Minderheitenschutzes?, Festschrift für Karlheinz Quack (1991), S. 175-176.
- (o) Brändel, a. a. O., S. 176.
- (10) Eckardt, in Geßler/Heremehl/Eckardt/Kropff, Aktiengesetz (1973), Anm. 35 zu § 12.
- (11) Zöllner, a. a. O., Anm. 8 zu § 12.
- (12) Eckardt, a. a. O., Anm. 35 zu § 12.
- (13) Zöllner, a. a. O., Anm. 8 zu § 12.
- (14) 法務大臣官房司法制度調査部・ヨーロッパ会社法案(一九八〇年)五六頁。
- (15) Zöllner, a. a. O., Anm. 8 zu § 12.
- (16) Brändel, a. a. O., S. 178.
- (17) 鳥山恭一・前掲早稲田法学五九卷一・二・三号一六一頁。
- (18) Brändel, a. a. O., S. 179~S. 181.
- (19) Brändel, a. a. O., S. 181~S. 185.
- (20) Brändel, a. a. O., S. 187~S. 188.

第三節 複数議決権株式制度の検討

資本と労力を結びつけて営利活動を続けてゆく企業組織である株式会社関係においては、国家主権による制限がな

ければ、資本は、安全・有利・確実を求めて、世界中のいたるところから特定の株式会社めざして集まり得る。また、株式は、法制度上、有価証券化されており、整備された市場において商品と同じように転々流通し、株式物化現象のごとき感を呈する。そして、法的な規制を加えられなければ、誰でも希望できるだけの量の株式を取得し得ることになる。右のような状況の下において、より法的規制が少なく、より自由に活動できれば、「理念型」としての株式会社実現により近づくことができる。自由主義的な市場経済の理想を実現するためには、規制撤廃と活動自由を目標としなければならないことになる。

理想への道筋を頭の中で描写することは容易である。しかし、株式会社という企業組織が大きな役割をはたしている国民経済は、それぞれの歴史と伝統の中で、国家安全や自国産業保護の観点のもとに規制を温存したり、あるいは、新たな制度を導入せざるを得ない事態をむかえ得る。複数議決権株式は、このような脈絡の中で位置づけられる法制度なのである。株式会社という法制度における私的利益と国民経済上の全体的利益との間の調整がそこではなされることになる。

ドイツにおける複数議決権株式制度は、その意義をしばしば過大評価されている旨が指摘されている。すなわち、ドイツ株式法において、定款変更、増・減資、組織変更、合併に関する重要な基本的な株主総会決議については、議決権に基づく「表決多数決」に加えて、拠出された資本に基づく「資本多数決」をも必要とするため、複数議決権の威力は、配当決議、監査役員の選任・解任という通常総会における議題に制限されているからである。⁽¹⁾ 右のように効力が限定されているとしても、複数議決権株式は、通常の株式よりも優位な立場に置かれており、また、複数議決権株式の外国資本への威嚇の効果は絶大ともい得る。⁽²⁾ さらに、内国資本との関連において、複数議決権株式は、当該株式会社の現状維持と安定に寄与するし、また、国民経済的観点から企業集中が歓迎される場合に、複数議決権株式は、企業集中に役立つものと考えられる。⁽³⁾

- (1) Meyer-Landrut, in Gadow/Heinichen, Aktiengesetz 3. Aufl. (1970), Anm. 4 zu § 12.
 (2) 嘉野敏夫・前掲法学新報五五卷一一号五六頁は、複数議決権株式の「広汎な採用が外国資本家の投資意欲を減殺したといふ点に於て少なくとも消極的、予防的条件を形成したとは充分に謂へよう」とされている。菱田政宏・前掲法学論集一九卷四・五・六合併号八八頁も同旨。
 (3) Zöllner, a. a. O., Anm. 8 zu § 12.

第四節 まとめ

ドイツの複数議決権株式制度は、自由に追求できる私的利益と国民経済にかかわる全体的利益の調整を目的としたドイツの風土に根ざしたものと理解できる。我が国においても、株式の取得につき、公益的観点から、種々の規制や制約があり、その結果として、議決権獲得と行使に関し種々の調整・規制が生ずる。従って、調整制度の一つとして、ドイツ流の複数議決権株式も一つの選択肢として一応考えられるけれども、見える障壁も見えざる障壁もできる限り取り除いて、自由に活動し、世界全体が調和のとれた繁栄を目標にしようとの気運からすれば、現時点では、その導入は、望ましいものではないし、また、その必要もない。しかし、経済的困難や危機はいつ発生するかもしれず、その過程で緊急避難的な規制も許されるとなれば、ドイツの制度そのものよりもドイツの制度でなされている利害関係の衡量と調整が大いに参考になると思われる。経済が一応順調で、平和な時代に、他国の立法例を調べておき、そこでの利益状況を分析・把握しておけば、将来、自国において規制・調整が必要となった時に、理論的に妥当で、内外の理解を得られやすいものが生みだし易くなるように考えられる。

ドイツの複数議決権株式制度からは、議決権分野における私益と公益の調整に関して、次の四点において学ぶべきものがあると考えられる。

① 個別的企業の利益や個別的業界の利益から判断するのではなく、「全体経済上の利益」を保持するために特に必要という観点から規制が考えられなくてはならない。株式会社という法的制度がもたらす利点を一方において充分に享受しながら、他方において、株式会社制度がその背景に有する自由闊達な制限のない活動可能性を制約しようということになるのだから、国民経済全体よりする高度の次元からの要請がない限り規制は許されない。一九三七年株式法では、全体経済上の必要のほかに、それぞれの「会社の福祉」を理由として複数議決権株式導入も可能となっていたが、一九六五年ドイツ株式法では、それが欠落させられた点に注目しなければならない。

② 先進的な法治国家である国には必ずある既存の制度で対応できる余地があれば、その制度を充分に機能させることをまず考えるべきであり、安易に新制度導入に走るべきではない。例えば、市場支配力ある企業が、内国あるいは外国資本に乗っ取られ、その結果、競争制限が生ずるおそれがあるという場合、議決権にかかわる新制度によりその事態に効率よく対応することも可能である。しかし、既存の独占禁止法の枠組みの中で対応は充分可能なのだから、そこでくい止める努力も必要と考えられる。

③ 新制度や新規制に伴い、副次的効果や副作用が生じ得ることをしっかり考慮に入れなければならない。ドイツの複数議決権株式は、内外資本による不当な会社支配権奪取に対する一つの有効な予防策たり得たのであるが、他方において、現経営陣による会社支配維持のための安易な現状肯定、あるいは、議決権をめぐる有利な取り扱いを利用して、妥当ならざる企業集中やカルテル形成に使われる危険のあることをその実地経験が示している。また、議決権信託とも機能が類似する、ドイツにおける議決権行使を目的とする株式の資格譲渡が、この複数議決権株式と協力すると、右の危険が、さらに増大することは自明の理であろう。

④ 国民経済という全体的観点の特別な必要性から、ある制度あるいは規制を導入し、例外的な認許をしようとする場合、監督行政官庁に認許権限を与えるのか、それとも、認許要件を法律に明示して、会社設立のような準則主義を

とり、不都合是正は、裁判所での取消あるいは無効確認の訴でゆくかの二つの方法が考えられる。いずれでゆくかは、その時代における行政官庁と裁判所の役割分担に関する国民の合意と経済界における自主性の程度が決めることになる。

（平成四年八月三十一日稿）

（付記） 本稿完成にあたり、信託法等研究資金の援助を受けた。記して感謝したい。

なお、脱稿後に、荒谷裕子「フランスにおける複数議決権制度」酒巻還暦記念「公開会社と閉鎖会社の法理」二七頁以下（一九九二年）に接し得た。